平成２３年（フ）第４１３号
大分市日岡２丁目８番36号
破産者　有限会社大分食品機器販売
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２２号
沖縄県那覇市松山２丁目20番20号
破産者　有限会社エス・ティープロジェクト
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４号
盛岡市山岸６丁目38番28号
破産者　有限会社ペイントプランナー
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７０号
秋田県大仙市和合字坪立177番地
破産者　株式会社フォーエバー
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１０号
群馬県桐生市新里町新川4001番地３
破産者　窪寺　正佳
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１９７号
石川県かほく市横山タ112番地２
破産者　株式会社マルエー機工
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８８号
岐阜県羽島市正木町南及６丁目59番地１　グリーンハイツＡ105号室、開始決定時の住所岐阜県羽島市竹鼻町丸の内５丁目137番地
破産者　馬場　秀晏
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９０号
静岡県浜松市中区和合町121番地の14
破産者　有限会社アジャストコーポレート
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７００号
京都市中京区壬生高樋町49番地
破産者　有限会社クリエ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
京都市山科区北花山中道町84番地３
破産者　株式会社寺崎工業
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目３番１号
破産者　株式会社マンモス漁具
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７３号
長崎県佐世保市棚方町198番地９、旧住所長崎県佐世保市棚方町665番地23
破産者　鍋野ひとみ
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市土生町2132番地の１　マンション新川1008号、開始決定時の住所奈良県大和高田市礒野南町４番21号
破産者　田中　一美
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
茨城県坂東市生子2125番地４
破産者　西村　栄子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９４３号
名古屋市北区駒止町１丁目119番地　３Ｆ
破産者　宮崎　成仁
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８１号
神戸市垂水区旭が丘３丁目７番４号、従前の住所大阪市西淀川区佃５丁目12番１―711号
破産者　大機　則枝
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
広島県大竹市元町３丁目12番８号
破産者　平本　好夫
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
広島県福山市藤江町5806番地１
破産者　河野　益己
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３３号
北海道旭川市東光１条５丁目３番16号
破産者　臼井　利明
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１７号
北海道稚内市富岡２丁目14番15号
破産者　登坂　忠延
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部